

5. オープンイノベーションの推進

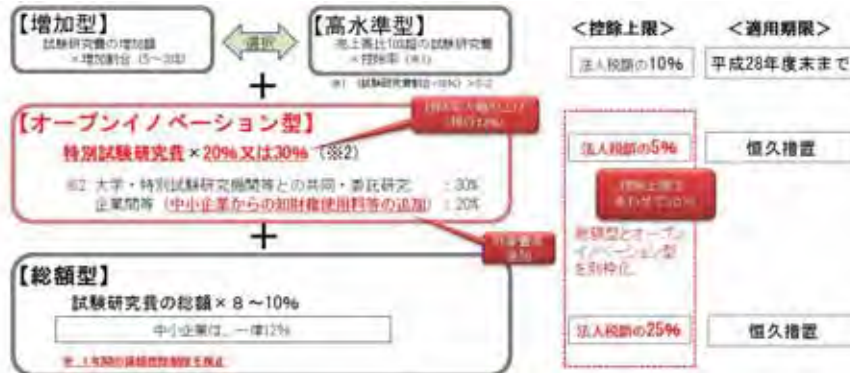
① 研究開発税制におけるオープンイノベーション支援の強化

【中間とりまとめのポイント】

企業の研究開発全般を促進するための税制措置に加え、大学・公的研究機関あるいはベンチャー企業等の技術の活用等を促進するための施策の検討が必要。

【平成26年度における具体的な取組】

平成27年度税制改正において、研究開発税制**全体の控除上限30%の維持と恒久措置化**を行った上で、企業のオープンイノベーション（外部の技術・知識を活用した研究開発）を促進し、企業（大・中堅・中小・ベンチャー企業）・橋渡し研究機関・大学等が各々の機能を発揮しつつ有機的に連携するイノベーション・ナショナルシステムの強化を図るため、**控除率を大幅に引き上げるとともに中小企業の知的財産権の使用料等を対象費用に追加**するなど、オープンイノベーション型を抜本的に拡充。



【今後の方向等】

本税制について、ガイドラインの改訂、PR資料の作成、周知活動の実施等を通じ、活用を促す。

15

5. オープンイノベーションの推進

② オープンイノベーション協議会の発足

【中間とりまとめのポイント】

企業の意識を高め、企業行動を変革していく観点から、大学・公的研究機関あるいはベンチャー企業等の技術の活用、企業間の共同研究等を促進するための施策の検討等、オープンイノベーションの促進が必要。

【平成26年度における具体的な取組】

民間事業者の「オープンイノベーション」の取組みを推進し、我が国産業のイノベーションの創出及び競争力の強化に寄与するため、**民間事業者を主体として構成される「オープンイノベーション協議会」**を平成27年2月12日に設立。

○設立趣旨

オープンイノベーションの推進事例の共有や啓発普及活動、政策提言などを実施するため、民間事業者が主体となった協議会を設立。

○具体的活動内容

- ① 会員間におけるオープンイノベーションの推進事例の共有
- ② 海外のオープンイノベーション動向の把握
- ③ 会員企業以外への啓蒙普及活動
- ④ オープンイノベーション白書の作成（実態の定期的把握、課題分析、政策提言）
- ⑤ 大学・研究機関等との交流の促進

○役員等

会長：野路國夫 コマツ代表取締役会長

幹事：オープンイノベーションに積極的な企業のトップ・役員（計16社）が就任。（日立、三菱電機、東芝、トヨタ、富士フイルム、東レ、LIXIL等の役員クラス、中堅・中小ベンチャー（GNT企業等）のトップ）

会員：218の企業・機関（平成27年2月9日時点）。

（民間企業176、地方公共団体2、独法・公設試6、大学26、その他（財団法人、技組等）8）

事務局：NEDO

【今後の方向等】

平成27年度以降、上記に記載した具体的な活動を実施していく。

16

5. オープンイノベーションの推進

③中堅・中小企業の橋渡し研究支援制度の創設

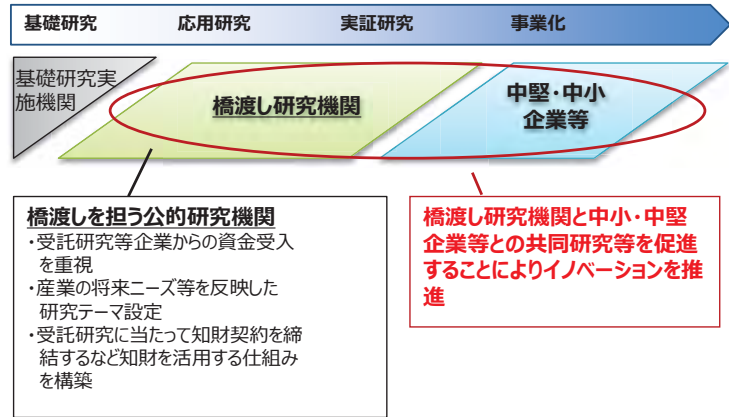
【中間とりまとめのポイント】

経営資源に限りがある中堅・中小・ベンチャー企業にとっては外部の技術・知見等の活用が非常に重要であり、公的研究機関や大学等との共同研究を実施する際の支援策について検討が必要。

【平成26年度における具体的な取組】

技術シーズを事業化に結びつける橋渡し機能を有する機関と中堅・中小企業等との共同研究を促進するため、「**中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業**」として、平成26年度補正予算に14.2億円計上。

- 補助率
2/3以下
- 補助額
1億円以内
- 補助対象
中小企業(資本金3億円以下)又は中堅企業(売上高1000億円未満又は従業員数1000人未満)と橋渡し研究機関の共同研究等



【今後の方向等】

橋渡しの機能の強化に向けた計画的な取組を行う橋渡し研究機関と共同研究を実施する中堅・中小企業に対し、助成を行う。

6. 研究人材の育成・流動化・活性化

（「クロスアポイントメント制度の基本的枠組みと留意点」のとりまとめ）

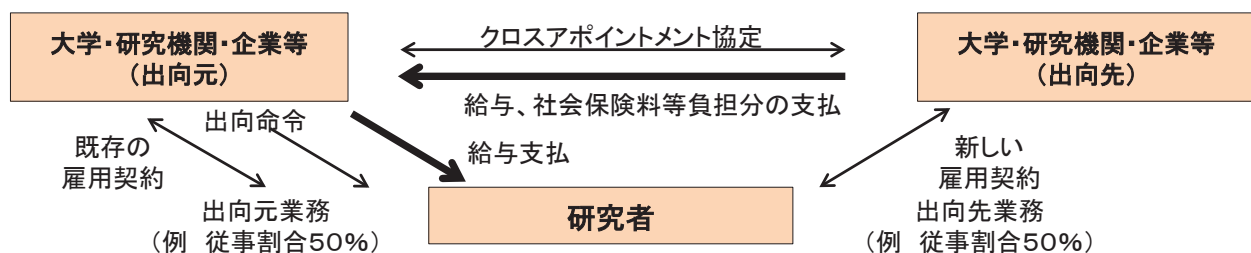
【中間とりまとめのポイント】

産総研と大学との連携強化や、世界トップクラスの研究者など卓越した人材の複数機関での活躍を図るため、大学、公的研究機関や企業間におけるクロスアポイントメント制度の普及が重要。その実現のためには、医療保険・年金や退職金等の扱いを整理することが必要。

【平成26年度における具体的な取組】

厚労省及び財務省等の制度官庁との協議を経て、経済産業省と文部科学省が共同で、**研究者が、医療保険・年金や退職金等の面で不利益を被ることなく、複数の機関に雇用され、それぞれの機関における役割に応じて研究・開発及び教育に従事することを可能とするための具体的方法**を「クロスアポイントメント制度の基本的枠組と留意点」としてとりまとめ、公表(平成26年12月26日)。

経済産業省から所管研究開発法人・産業界等に、文部科学省から国立大学法人等に対し通知し本件を周知。



【今後の方向等】

本制度の具体的な活用を推進する。

7. 研究開発型ベンチャー企業への支援強化

【中間とりまとめのポイント】

- ・NEDOに構築中の技術面・事業面でのベンチャー企業等への支援体制(研究開発型新事業創出支援プラットフォーム)の積極的活用によるオープンイノベーションの促進が必要。
- ・NEDOが中核となって、事業面ではベンチャーキャピタル(VC)等と連携しつつシームレスな支援体制を構築・強化し、技術課題解決やグローバルな外部技術の導入への支援、市場ニーズを踏まえた事業化計画等への助言、出資・融資等の支援等を実施することが重要。

【平成26年度における具体的な取組】

1. NEDOに、技術シーズの事業化を総合的に支援する「研究開発型新事業創出支援プラットフォーム」を構築。これを活用し、以下の事業を実施。

① 実用化開発支援

事業化支援人材の支援・助言の下、研究開発型ベンチャー企業への技術シーズの事業化活動支援や、実用化開発への補助。

予算額：102億円(25年度補正)
支援件数：127件

② 起業家候補人材の育成支援

研究開発型ベンチャーの起業を目指す起業家候補を事業化支援人材の下で育成。

予算額：5.8億円(26年度)
支援件数：14件



19

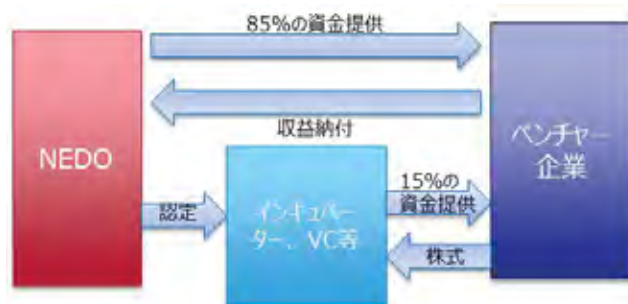
7. 研究開発型ベンチャー企業への支援強化

【平成26年度における具体的な取組】

③ 研究開発型ベンチャー支援事業

NEDOが認定した国内外のVC等より出資を受ける研究開発型ベンチャーに対して、NEDOが市場調査、事業プラン作成、実用化開発費、試作品製作、人件費等の経費を助成。

予算額：17.5億円(26年度補正)



【事業スキーム】

- ① 創業期の研究開発型ベンチャーを支援する国内外のVC、シード・アクセラレーター等を公募、認定。
- ② ①で認定したVC等より出資を受けるベンチャー企業の中から選定された企業に対し、下記の支援を実施。
 - ・事業化に係る費用への助成。(助成上限：7,000万円、事業費全体の85%)
 - ・専門家による助言
 - ・提携先や投資家等とのマッチング

【今後の方向等】

- ・技術開発支援事業について、実用化の進捗状況に関するフォローアップを実施していくとともに、起業家への支援事業についても、適切な時期に評価を実施。
- ・VC等に対し、海外も含め公募の周知活動を実施し、公募・認定を行う。また、認定されたVC等から出資を受けるベンチャー企業に対し助成事業の公募・選定を行う。

20

8. 地域イノベーションの推進 (産総研・公設試一体となった支援体制の構築)

【中間とりまとめのポイント】

全国の公設試と産総研との連携を一層強化し、産総研が有する高度な技術・設備や他の機関とのネットワークを活かし、公設試や地方大学では解決できない課題の解決策を提供していくべき。

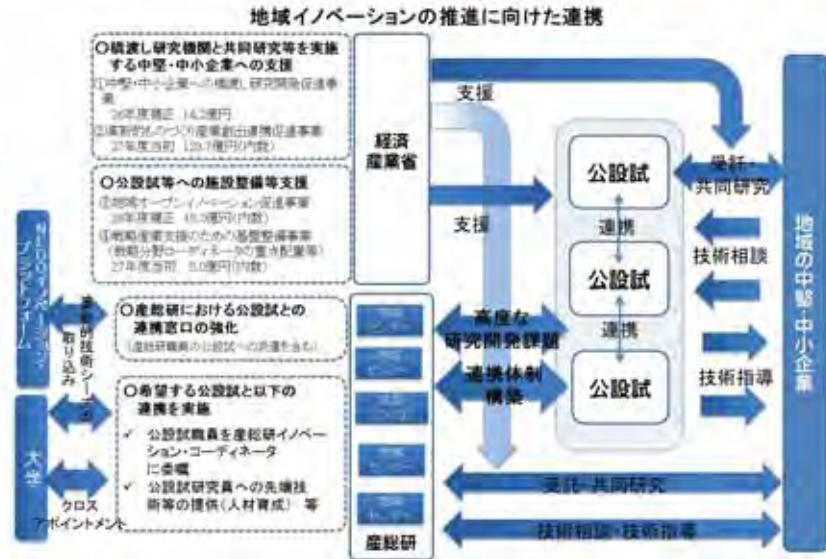
公設試では解決できない中堅・中小・ベンチャー企業の技術的課題について、産総研の地域センターが対応し、さらに、当該地域センターでも解決できない課題については、産総研のつくばセンターや全国の地域センターのネットワークにより、オール産総研の人材、技術、設備等を活かして対応すべき。

【平成26年度における具体的な取組】

平成27年度から開始される産総研の新中長期目標(平成27年度～31年度)に、産総研と公設試の連携強化による全国レベルでの「橋渡し」強化を明記。

また、公設試の職員をイノベーション・コーディネーターとして産総研に招聘し、技術マーケティング情報を共有するとともに、連携して技術支援を実施。

併せて、平成26年度補正及び平成27年度予算において、地域の企業による産総研・公設試等橋渡し研究機関との共同研究に対する支援措置等を実施。



(参考)産総研地域センターの公設試との連携による地域企業への支援事例

地域の部品メーカーのためのランダム・ピッキング・ロボットシステムの共同開発 (H25～)

目標: 24時間365日無人稼働生産ラインの実現

課題: 人手に頼っている部品のピッキングの自動化

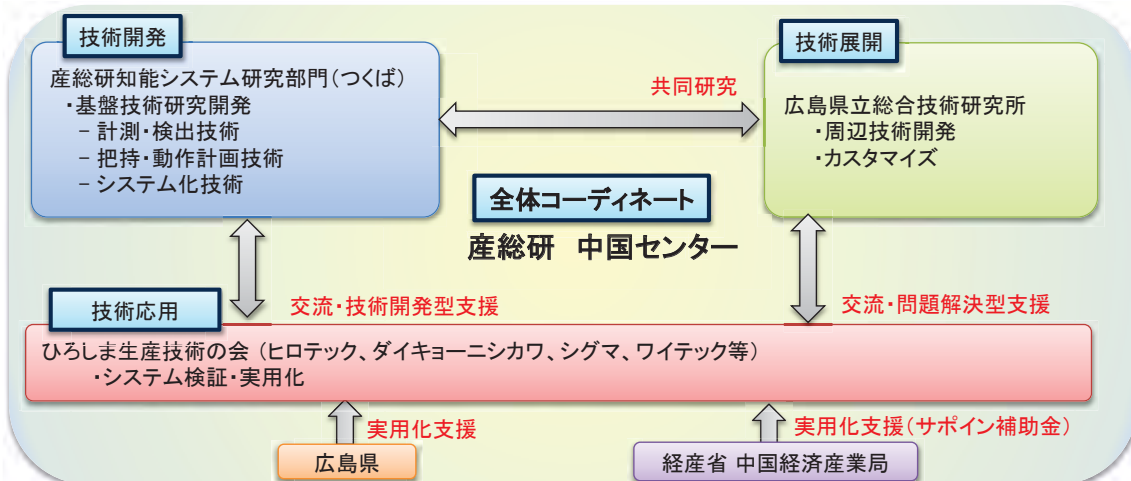
・ひろしま生産技術の会(広島県内の自動車部品メーカー:ヒロテックほか11社)において、生産性の大幅向上に向けて、「24時間365日無人稼働の生産ライン」を実現したいというニーズが存在。

・しかしながら、現状では、種々の部品をピッキングする工程は人手に頼らざるを得ず、大きな課題。

上記地域の企業ニーズに対し、産総研、公設試等が連携して以下の役割分担で課題解決に向け取組を開始

【全体コーディネート】産総研中国センター 【要素技術開発】産総研知能システム研究部門(つくば)

【周辺技術開発、カスタマイズ】広島県立総合技術研究所 【実装】地元企業 【実用化支援】県、経産局



9. 「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」の策定

【中間とりまとめのポイント】

日本版バイ・ドール規定の運用を含め、個々の研究開発プロジェクトの目的や態様に応じて知的財産権の帰属や第三者への実施許諾等の取扱いについての指針となるガイドライン等を策定。

【平成26年度における具体的な取組】

調査事業の実施

- アンケート調査により、
・研究開発成果を上市するまでの期間
・知財の放棄を判断する時期
等の情報を把握。
- 企業等へのヒアリングにより、知財マネジメントの実態や課題等を把握。
- 産学や法曹界の有識者で構成する委員会(座長:渡部俊也東大教授)を設置し、ガイドラインに係る意見を聴取・検討。

知財マネジメントガイドラインの策定について検討

- 委託側は、**原則プロジェクト毎に明確な知財方針を公募時に提示し**、参加者間における知財関連のコンセンサス形成を円滑化。
- プロジェクト開始前から終了後に至る知財関連の業務手順を提示。
- 知財方針提示など上記取組のベースとなる考え方、留意事項として、以下の内容等を整理。
 - 成果の事業化の重要性や**海外における権利化を原則**とするなどの基本的考え方
 - 成果を事業化に結びつけるため、想定されるパターン毎に、参考となる**知財の柔軟な帰属のあり方や活用方策**の提示
 - 日本版バイ・ドール制度に基づき「活用されていない」とみなされる「相当期間」の目安
 - プロジェクト参加者が**保有済みの知財を融通し合うことの必要性**と、想定されるクレームに即した対応策
- **知財方針・知財合意書の作成例**を用意し、迅速な業務遂行を支援。

【今後の方向等】

年度内に策定・公表することとし、一定の周知期間を経て27年度第2四半期からの適用を目指す。